

岡山県議会議員:波多 洋治

急告!!

ご 案 内

第52回目の一般質問!お待ちしております!

1, 期日=平成29年12月14日(木)午前10時40分頃

★今年最後の質問になりました。今回は、緊迫した北朝鮮核開発と弾道ミサイル発射の問題そして、横田めぐみさんが北朝鮮に拉致されて40年、ご家族の悲しみと共に国家の国民を守る責任と国民として何をなすべきかを考えてみたいと思います。お誘い合わせの上、多数のご来場をお待ち致しております。

(質問後、近所で、ご一緒にお茶をしましょう!)

2, 場所=岡山県議会3F議場傍聴席

3, 質問内容:危機管理監と教育長に答弁を戴きます!

- ①北朝鮮のICBM発射について
- ②危機管理のための教育(避難訓練と救済訓練等)について
- ③北朝鮮の日本人拉致問題について
- ④人権侵害問題に対する本県の取組みについて

お知らせ ★第15回県政報告会 12/24(日) AM11:30

於:岡山ロイヤルホテル ¥ 6000円

○歌手川口めぐみ・吉永拓己のステージ、空手道演武もあります!

今なら、間に合います!! 申込は電話にて⇒**086-251-1288**

多数のご参加をお待ちしています!

熱血会:はたようじ後援会事務所

☎701-0143 岡山市白石65-1 E-mail: hata@okako.com

T E L: 086-251-1288

F A X: 086-251-1277

1 北朝鮮のミサイル発射について

- (1) 受け止め等..... (総務) [危機管理監]
- (2) 危機管理チーム会議..... (総務) [危機管理監]
- (3) 県民への啓発等..... (総務) [危機管理監]
- (4) ミサイル等を想定した避難訓練等..... (総務) [危機管理監]
- (5) 武力攻撃対策事業費..... (総務) [危機管理監]
- (6) 有事に対する教育..... (総務) [教 育 長]

2 日本人拉致問題について

- (1) 啓発の取組み..... (保福) [保健福祉部長]
- (2) 教育現場の取組み..... (教育) [教 育 長]

寒中のお見舞いを申し上げます!

冠省 ご多忙の中、ようこそお出で戴きました。ありがとうございます。今回は、半島情勢が逼迫している中、いずれも北朝鮮とかかわるミサイル発射と拉致問題を取り上げました。めぐみさんが拉致されて40年が経過しました。ご家族の悲しみを思うと、万感胸に迫ります。この20年間で、拉致被害者救済のために署名活動に応じて下さった人達は、我が国人口の10分の1程度であります。いかに国民皆さんが無関心であるかが分かります。北朝鮮の、この卑劣な主権侵害・人権侵害に、もっと声を上げなければなりません。なぜ耳を塞ぐのか。なぜ目を塞ぐのか。もうぼつぼつ、GHQの呪縛や、日教組の亡霊から解き放たれるべきではないか、と思います。しばらくご静聴下さい。

さて、年末を迎えました。24日は、恒例の県政報告会・忘年懇親会です。熱血会の行事にも、ご参加いただきますようご案内を申し上げます。

◎**第15回忘年懇親会** 12月24日(日)午前11:30 ロイヤルホテル

今回は、久々に歌手の川口めぐみさん、シンガーソングライターの吉永拓己さん、そして、いつもの元気なアイドルグループ・シャインの皆さんに登場していただきます。楽しいひとときを盛り上げたいと存じます。どうぞお誘い合わせの上、多数のご出席をお待ち致しております。

★申込は、波多洋治事務所まで

電話⇒086-251-1288

FAX⇒086-251-1277

一般質問[定稿]

自由民主党 33番 波多 洋治
平成29年12月14日(木) AM10:40～

皆さん、おはようございます。

自由民主党県議団、波多洋治です。今回で、52回目の質問になります。本日も、早朝から傍聴席にお出でをいただいた皆さん、ありがとうございます。

12月1日午前、25年振りとなる皇室会議が開かれ、天皇陛下のご退位に関して、特例法の施行日を、平成31年4月30日とすることが適当との、意見集約がなされました。安倍総理大臣は、「天皇陛下のご退位は、約200年振りのことであり、憲政史上初めての事柄であり、天皇陛下のご退位と皇太子殿下のご即位が国民皆様の祝福の中で恙なく行なわれるよう、全力を尽くしてまいります。」と述べられ、菅官房長官は、新元号については、別途検討と語られました。私達の、地方統一選挙が、平成最後の選挙となり、新たな元号の本、新しい時代を迎えるわけがあります。

我々自由民主党は、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化、そして国の理想や、国の未来を語る、憲法改正問題など、この国難ともいふべき困難を、改めて乗り越えていく決意をするものであります。

本日は12月14日、今を去る216年前の、元禄15年、赤穂浪士47人が、吉良邸に討ち入りをして、仇討ちの本懐を成し遂げた日であります。知事に恨みがあるわけでもありませんし、教育長が憎いわけでもありませんが、わずか25分間の一般質問で、ささやかな言論の刃をもつ

て行政執行部に切りつけてみたいと思います。

一昨日、京都市・清水寺で、今年1年の世相を表す「今年の漢字」が、「北」と発表されました。北の意味には、北海道日本ハムの大谷将平選手の移籍問題も、競馬のキタサンブラックの活躍も意味しているでしょうが、今回は、北の核ミサイルと拉致問題に絞ってお伺いしたいと存じます。

さて、北朝鮮は11月29日、午前3時18分頃、首都

ピョンアンナムドピョンソン

平壤(ピョンヤン)近郊の平安南道平城付近から、弾道ミサイル一発を発射いたしました。約53分間、約千キロ飛行し青森県西方約250キロの我が国排他的経済水域(EEZ)内に落下着水しました。これは大陸間弾道ミサイル(ICBM)

キンジョンウン

の可能性が高いと報じられました。北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長は、「新型のICBM『火星15』の発射実験に成功し、国家核戦力完成」を宣言したのであります。

午前5時55分、安倍総理大臣は、「国際社会の一致した平和的解決への強い意志を踏みにじり、このような暴挙を行ったことは断じて容認できない」と、北朝鮮に嚴重に抗議をしたのであります。さらにトランプ大統領と電話会談後の午前8時47分、「北朝鮮に毅然と対応し、政策を変えさせるために力を尽くす」と述べられました。

思えば、9月15日、中距離弾道ミサイルを日本越しに太平洋へ発射して以来、75日間の沈黙を破ったICBMの発射であります。野党に、大義なき突然の解散と揶揄されましたが、衆議院の解散総選挙そしてトランプ大統領のアジア歴訪も、この75日間に遂行され、誠に時宜を得た先見の明ある見事な解散であったことが伺われます。

ところで、危機管理監は、今回の北朝鮮による弾道ミサイルの発射をどのように受け止めておられますか、ご所見をお聞かせ下さい。

危機管理監答弁

自由民主党の波多議員の質問にお答えいたします。

まず、北朝鮮のミサイル発射についてのご質問であります。

受け止め等についてであります。ミサイル発射の一報に接し、今までにない時間帯であること、中四国地域の上空を通過するのではないかと、米国の反応はどうかなど、様々な不安が頭をよぎったところであります。幸いにして今回、本県に影響がなかったものの、今後県内で被害が発生した場合に、岡山県として、県民の安全を確保するために最善を尽くさねばならないとの思いを、改めて強くしたところであります。

報道によりますと、県庁内各部の防災主管課、県教委、県警の代表による危機管理チーム会議が開かれたとのことですが、会議の構成・内容等についてもお教え下さい。また、ミサイル落下時には市町村と協力して、県民への啓発を行うとのことであります。具体的には、県としてどのような対応をされるのでしょうか。

危機管理監答弁

次に、危機管理チーム会議についてであります。私が主宰し、各部局の主管課長等15人が参集して、国からのミサイル発射情報を共有するとともに、緊急事態発生時の各部局の役割を確認しました。さらに、知事からの指示事項

として、県民の安全確保を第一に、迅速な情報提供、関係機関等との連携、県民への普及啓発の3点を伝達し、不測の事態に備えて、緊張感を持って対応するよう申し合わせたところでございます。

ところで、福岡市では、12月1日、市民の安全確保・被害を最小限に食い止めるために、日本語・英語・中国語・韓国語によるチラシを作成、ミサイルが飛来した場合の対応策を呼びかけました。県民への情報伝達の取組みはいかがでしたでしょうか。

併せて危機管理監にお尋ね致します。

危機管理監答弁

次に、県民への啓発等についてであります。ミサイル落下時には被害を最小限に留めるため建物の中へ避難するなど、県民にとっていただきたい行動について、ホームページなど各種の媒体を活用して、広報を行っております。

しかしながら、わかりにくいといった声もあることから、市町村と連携し、地域での訓練や出前講座の機会に、Jアラートのサイレン音や音声メッセージを流すとともに、作動時の対応行動について周知するなど、より具体性のあるPRに努めているところであります。

また、外国人など幅広い対象者に向けた情報発信については、国の多言語対応の広報資料を活用するなど、今後、工夫をしながら、普及啓発に努めてまいりたいと存じます。

今回の北の暴走は、明らかにアメリカに対する挑発行為であります。仮にも、北朝鮮がレッドラインを越え、アメ

リカの軍事行動が誘発されるようなことになれば、まさしく、我が国も有事の状況になることは容易に想像がつきま
す。北朝鮮は、すでに日本全土を射程に入れた200基以上
のミサイルを配備済みであります。戦後72年間、最大の
国家的危機状況ともいえます。

キンジョンウン

核とミサイルの矛先が、正気の沙汰とは思えない金正恩
の手中にあるとすれば、地方である岡山県とて、決して傍
観できない状況になりましょう。この時、岡山県として、
出来ること、やらなければならないことは何でしょうか。

日本では、敗戦後、戦争放棄と平和主義を謳った日本国
憲法第9条との関連から、戦争に関連する日本有事につい
て論議することはタブー視されてきました。しかしながら
予想されない、国家と国民の安全と生存に脅威を与える事
態は起こりうるのであります。これを有事とも言い、緊急
事態とも言うわけであります。この緊急事態は、人為的な
ものであれ、地震・津波のような自然災害であれ、火災・
爆発等の事故災害であれ、引き起こした理由を問わないの
であります。地震による被害も、ミサイルが都市に落ちた
時の混乱も変わらないからであります。

そして、「備えあれば憂い無し」のために、本県では、
様々な機関を動員し、連携して、自然災害や地震対策のた
めの防災訓練・避難訓練に取り組んできました。しかしな
がら、今ここに至って、北朝鮮による核やミサイル攻撃を
想定した避難訓練や救助訓練に取り組む必要はありません
か。併せて危機管理監にお尋ねいたします。

危機管理監答弁

次に、ミサイル等を想定した避難訓練等についてであり

ますが、県は、緊急事態発生時に、県民の安全を確保するため、市町村に対し、避難指示と誘導を行うよう伝達するとともに、避難住民の救援活動を行う必要があり、国や市町村、警察、自衛隊等と連携して、その体制を構築しております。

また、国民保護事案を想定した国との共同訓練を定期的
に実施するとともに、市町村に対しては、弾道ミサイルを
想定した住民避難訓練の実施を働きかけているところで
す。

そこで、平成29年度の主な防災対策事業費を調べてみ
ますと、

- 危機管理行政運営費 1801万円
- 防災対策事業費 6812万円
- 国民保護対策事業費 134万円
- 防災情報ネットワーク高度化事業費 1億494万円 であり
ます。しかし、これらの運営費・事業費は、核ミサイル攻
撃に対する事業費とは思えません。

また環境文化部には、

- 放射線等監視事業費・原子力防災施設等整備事業費とし
て、約1億5000万円が計上されていますが、これらはい
ずれも国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠
環境技術センターの周辺環境の監視等に関連する事業費で
あります。

県政の課題として、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生
またはその恐れがある場合においては、情報の収集伝達や
応急対策を迅速・的確に行い、被害を最小限にとどめる必
要性を考えるならば、来年度の予算編成に当たっては、具
体的な対応策としての武力攻撃対策事業費を要求すべきで

はありませんか。危機管理監にお尋ねいたします。

危機管理監答弁

次に、武力攻撃対策事業費についてであります。武力攻撃事態等が発生した場合、県は、関係機関と連携して住民の避難と救援を円滑に実施する必要があります。これに備えた取組として、来年度には、国民保護事案を想定した国との共同訓練やJアラートの伝達時間を短縮するための機器整備を検討しているところです。

今後とも、様々な事態を想定し、自衛隊など関係機関と緊密に連携しながら迅速に避難指示や応急対応等を行えるよう体制の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、北朝鮮の核実験・ミサイル発射に関連して、教育長にお尋ねいたします。

教育長さん、有事とは何でしょうか。学校教育では「有事」の意味をどのように教えていますか。

我が国の「学校教育法」では、その第21条において、10項目に亘る義務教育の目標を達成するとの規定があります。有事に関する項目を捜すことは、大変困難であります。なぜなら、教育基本法にしろ学校教育法にしろ、指導要領にしろ、平時における教育に関する法律であり、いささかも有事は想定されていないからであります。

戦後、平和を語る余り、「有事」を語ることはタブー視されてきましたが、その一方で、大切な、戦争という歴史の一側面を敢て目をつぶり、負の戦争観が強調され、時に隠蔽し、時に意図的に歪曲・捏造した歴史観が罷り通って来たという実態があります。

例えば、中学生の修学旅行が広島や長崎、あるいは沖縄に向かっても、そこで教えられ、学んだものは何だったでしょうか。指導する教育委員会や中学校教師に、ジュネーブ条約四条約やハーグ陸戦条約についての知見があり、それらが正しく教えられたと言うことを、未だ聞いたことがありません。

ジュネーブ条約は、いかなる戦争であれ、どんな国でも守るべき人道上のルールを定め、ハーグ陸戦条約は、非戦闘員である一般の民間人を攻撃してはならない、という交戦法規のうちでも最も重要な原則を規定したものであります。また、非戦闘員とその財産保護という人道的要求に応えて、戦時国際法は、砲爆撃は軍事目標のみに限定されなければならないと規定しているのであります。

我が国、日本国憲法第10章最高法規の第98条2項には、日本国が締結した条約は、これを誠実に遵守することが明記されております。日本を含め196カ国が締約しているジュネーブ条約第四条約第144条には、締約国はこの条約の原則を自国の全ての住民に知らせるため、平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文を出来る限り普及させること、特に軍事教育及び出来れば非軍事教育の課目中に、この条約の研究を含ませることを約束させ、さらにその2項において、住民を護る責任を負う文民の当局、警察当局は、この条約の本文を所持し、及び同条約の規定について特別の教育を受けなければならない、と明記されているのであります。

子どもを守るべき立場にある教師が、住民を守るべき立場にある行政が、このような条約を研究したことがあるだろうか。これらの条約を紐解けば、大東亜戦争におけるソ連やアメリカの蛮行が、いかに交戦法規に違反し、戦争犯

罪たる戦闘行為であるかが理解出来るのではないか、と思うのであります。

今日のように半島情勢が逼迫し、不審船の日本海沿岸上陸が続く中、たとえ平時であろうとも、常に戦時を思いつつ、我が国が締結している戦時国際法等の条約を紐解き、正しい国家観や歴史観を醸成することこそ肝要である、と思うのであります。有事に対する思い、有事をどのように教育現場で指導するか、も含めて教育長のご所見をお聞かせ下さい。

教育長答弁

まず、有事に関する教育についてであります。有事とは、戦争や武力衝突、大規模な自然災害、経済危機など国家の非常事態のことと考えますが、学校では、その意味のみを取り上げて教えることは少ない状況であります。

最近、朝鮮半島情勢をはじめ、世界各地で紛争やテロ、大規模な災害等が発生しておりますが、こうした問題に関心ではなく、主体的に向き合う意識や態度を育成することが大切であるとの思いを持っております。

学校では、我が国の安全保障や震災等の学習の際、具体的な事象を取り上げ指導しておりますが、様々な情報を収集し、先人の知恵や歴史等を基に、多面的、多角的に考察する学習が重要であると考えております。

次は、北朝鮮による日本人拉致問題について、所見を申し述べながら、保健福祉部長と教育長にお尋ねしたいと思います。

うしつ

昭和52年9月19日、能登半島の宇出津海岸で、東京

都のガードマン・久米裕(くめゆたか)さんが北朝鮮工作員によって拉致される事件が起きました。この時、石川県警は、現場付近で工作員を現行犯逮捕したのであります。石川県警は、この工作員の供述と、海岸沖の工作船との間に交わされた暗号電文の解読に成功し、この年、つまり昭和52年から、北朝鮮は我が国本土から、日本人の拉致の体制に入ったことが判明したのであります。

そしてそれから10日後の9月28日、日本赤軍がパリ発東京行きの日航機をハイジャック、日本政府に対して、600万ドル(当時の為替レートで、約16億円)の身代金と日本で服役拘留中の9名の凶悪犯の釈放を要求、拒否された場合は、人質を順次殺害すると警告したのであります。我が国総理大臣は、「一人の生命は、地球より重い」と述べ、超法規的措置として、身代金と収監メンバーの釈放を決断したのであります。

「一人の生命は、地球より重い」と言うならば、久米裕さんが、北朝鮮に拉致されたときに、その拉致の実態を謙虚に受け止め、日本政府は、戒厳令を発し、次なる事件の対策に乗り出すべきでありました。しかし、政府は、これを無視し、握りつぶしたのであります。そして翌月の10月21日、松本京子さんが、米子市で拉致され、11月15日、新潟市において、わずか13歳の横田めぐみさんが拉致されたのであります。

年が明けて6月、東京では田口八重子さん、兵庫県では田中実さん、7月には福井県で地村保志さんと富貴恵さん、新潟県では蓮池薫さんと祐木子さん、8月には鹿児島県で市川修一さんと増元るみ子さん、新潟県では曾我ミヨシさんと娘のひとみさん、また昭和55年6月には、原敕晃(はらただあき)さんが、北朝鮮工作員・辛光洙(しんがん

す)らによって、宮崎県青島海岸に連れ出され、拉致されたのであります。

海外でも拉致は続きました。昭和55年5月、大学生であった石岡亨さんと、スペイン留学中の松木薫さんは、それぞれヨーロッパで消息を絶ちました。また昭和58年7月、有本恵子さんは、イギリスでの留学を終えて、帰国途中デンマークコペンハーゲンで消息を絶ち、北朝鮮に拉致されたのであります。

その当時、左翼共産主義者ばかりではありません。我が国政府も、国政を預かる政治家も、知識人たる大学の先生も、「北朝鮮は人生の楽園であり、拉致などするはずがない」と信じていたのであります。

平成14年9月17日、北朝鮮は長年否定していた日本人の拉致を認め、謝罪したのであります。そして同年10月15日、5名の拉致被害者の帰国が実現いたしました。しかしながら、横田めぐみさんを始め、今なお安否不明の拉致された被害者も多数存在しており、国の交渉は粘り強く継続されているのであります。

拉致問題が、我が国に対する主権の侵害であり、国民の生命と安全にかかわる重大問題であり、許すべからざる人権侵害であっても、北朝鮮によって拉致された日本人の奪還に、今なお国民の大方は無関心であり、消極的であり、日本国民一丸となって、政府の拉致問題対策本部の後押しが出来ないのであります。誠に悲しい現実であります。

平成18年6月23日、拉致問題をはじめとする北朝鮮による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるために、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行されました。施行されて10

年、この間本県は、拉致問題に対する啓発を図るために、
どのような事業に取り組んでできましたか。

12月10日～16日までの一週間、この法律の定めによって、啓発事業等の実施が決められております。平成28年度の、拉致問題に関する県民理解のための活動状況を調べてみますと、本県の取組みは47都道府県中ワーストスリーであります。他県の実施状況と較べながら、本県のないない尽くしを揚げてみましょう。

拉致問題を広く県民に理解させるために、演劇やコンサートはされましたか。拉致問題に関する講演会や集会はされましたか。DVDの上映会はどうでしょう。どなたか街頭での啓発活動はされましたか。県庁職員内の勉強会や学習会はされましたか。パネルや写真の展示会はされましたか。広報誌は発行されましたか。電車やバスに中吊り広告は出されましたか。新聞やテレビあるいはケーブルテレビやラジオで啓発されましたか。電光掲示板や動画による広告モニターはいかがですか。県庁庁舎に懸け垂れ幕を吊りましたか。ブルーリボンバッジの着用はされましたか。

平成14年10月15日、拉致被害者5人が帰国し、家族との面会を果たしました。羽田空港のタラップを降りる5人の帰国者の胸に、また拉致被害者の家族の胸に、ブルーリボンが揺れていたことに気づきましたか。ブルーリボンは、拉致被害者の救出を求める運動の中で発案されたものです。ブルーの色は、日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、そして、被害者と家族を結ぶ「青い空」をイメージしています。これは、北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じている意思表示なのであります。志を立てて、我が国の国土と国民を守り、平和と生命・財産を守る政治家

と、国家国民のために一命を捧げる公務員の胸に付けられるべきバッジなのであります。

繰り返し申し上げますが、これは横田めぐみさんだけの問題ではありません。未だ帰らざる拉致被害者の問題だけではないのです。我々に突きつけられた、歴然とした人権侵害問題なのです。この理解が不足しているからこそ、法の整備がなされ、地方公共団体の啓発活動が義務づけられたのであります。今後、本県としてどのように取り組むのか、併せて保健福祉部長のご所見をお伺い致します。

保健福祉部長答弁

お答えいたします。

日本人拉致問題についてのご質問であります。

啓発の取組についてであります。拉致問題は重大な人権侵害であることから、県としても、これまで、県内192箇所の人権情報コーナーへのパンフレット設置やホームページによる情報発信、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心としたポスターの掲出やラジオ・テレビ放送などにより、広く県民の理解促進を図ってきたところであります。

また、国に対し知事会等を通じて、拉致問題の徹底的な全容解明や早期解決等を要望してきたところであり、今後とも、国と連携しながら、県民の関心と認識が一層深まるよう機会を捉えて周知・啓発に努めてまいりたいと存じます。

ところで教育現場では、次の時代を担う子ども達に対して、この拉致問題はどのように取り組まれているのでしょうか。教育長のご所見をお聞かせ下さい。

教育長答弁

次に、教育現場の取組についてであります。拉致問題については、小中高校等の社会科や地歴公民科の授業において、我が国と国際社会との関わりを考えさせる中で、学習しているところであります。拉致問題は重大な人権侵害でもあり、県教委としては、国の作成したポスターの掲示や、視聴覚教材「めぐみ」の活用を働きかけており、引き続き、第3次 岡山県人権教育推進プランに基づき、拉致問題やその被害者家族の心情について理解を深める取組を進めてまいりたいと存じます。

最後に、11月11日、山口市の山口教育会館で開かれた「拉致問題を考える国民の集い IN 山口」で講演された救う会会長・西岡力氏の言葉で、締めくくりたいと思います。

「2006年に、総理を本部長として、全閣僚が入った対策本部が出来た。今日、日本は、北朝鮮の核開発を止めさせて、さらに、拉致被害者を救出しなければならないという国際政治の嵐の中にいる。これから勝負だ。全被害者を救出するまで絶対に譲歩しない、という声を上げるべき時だ。北朝鮮にいる拉致被害者が生きて救出を待っているという信念を持って、拉致被害者を取り戻すまで、諦めずに、一緒に戦っていこう」

以上で一般質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

(要望) 再質問に替えて

大変難しい問題であろうかと思う。もしもこの県庁付近あるいは市役所に弾道ミサイルが落下するというようなこ

とになれば、24時間以内に70万市民を避難させることができるのかという問題もある。そのような問題を抱えているのがテロに対する私たちの備えでなければならないと思うところだ。

ところで、昨日天満屋岡山店のアリスの広場付近で拉致問題啓発路上ライブが開かれ、シンガーソングライターの山口采希さんが歌をとおして拉致問題を啓発された。本県からも県教育委員会人権教育課長を始め3名の方においでいただいた。ありがとうございました。

署名活動も行われたが今年の11月末現在署名数は12,182,679筆で、日本人口の約1/10となる。これは10年間にわたる蓄積された署名数であるが、9/10のみなさんは、ほとんど無関心状況にあると言っても過言ではないと思う。

また、政府が認定した拉致被害者は17名だが、特定失踪者リストによると900名以上の人が拉致されており、本県岡山でも、井原市の清水桂子さん22歳のとき平成3年12月13日、また岡山市では松村哲史さん23歳のとき平成13年2月14日に拉致されたと思われる。

こういう問題だが、先般総務委員会と行政幹部との懇親会で危機管理監は1滴もお酒も飲まずに危機に備えていた。その姿に感銘した。この問題は県行政を挙げて取り組む大変大きな問題だ。

瀬戸内しおかぜの会という民間の団体があり、その会が昨日のライブなどの支援を行った。民間では本気で取り組んでおり、またほとんどが手弁当の状況のなかで頑張っている。行政側もこの問題に前向きに本気で取り組んでいただくようお願いする。以上で一般質問を終わります。